

第5回 名寄市農業委員会総会（令和4年5月）会議録

日 時 令和4年5月27日（金）

午後1時25分 開始

午後1時49分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	設定された権利の合意解約について	1件	承認
第3	議案第2号	土地の現況証明願いについて	1件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	12件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	4件	承認
第6	議案第5号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	報告第1号	農地法第5条第1項ただし書きによる許可を要しない案件について	1件	
第8	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

第5回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	12番 林 秀典	20番 小田桐正彦
2番 新田 司	13番 沼田清憲	21番 飯塚明夫
3番 藤野修一	14番 武田修一	22番 竹部裕二
4番 清水康史	15番 山上 瞳	23番 南原政幸
6番 水間健詞	16番 住田美紀	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
10番 安達啓治	18番 中村敏夫	27番 又村裕司
11番 上手浩幸	19番 村中洋一	

欠席 5番 高橋尚幹 8番 菅野真記子 9番 村上 清

25番 越 孝 則

第5回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年5月27日（金）午後1時25分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第5回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第5回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は5番 高橋委員、8番菅野委員、9番村上委員、25番越委員から欠席の報告を受
けており、委員定数27名中、委員23名の出席です。農業委員会等に関する法律第27
条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、本総会は成立することを宣言いたし
ます。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、22
番 竹部裕二委員、23番 南原政幸委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、竹部裕二委員、南原政幸委員に決定いた
しました。

議 長： **日程第2、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
番号4番について承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番について承認することに決定いたしました。

議 長： **日程第3、議案第2号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。

番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号8番を読み上げ説明する。)

議長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯塚委員： はい。

議長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。8番の案件について説明いたします。〇〇〇〇さんの現況確認ですが、所在につきましては6ページをご覧ください。中央辺りに智南という表記がありますが、その左側の二股の付近に6筆ほどあります。南原委員と自分、そして別日にはありますが菅野委員と3名で確認を行っています。内容につきましては、牛舎の跡地、またバンカーサイロの跡、雑木、水位が高いのか葦などが生えて、また資材等も置かれている状況で農地ではないことを確認しています。よろしく審議願います。

議長： ただいま、飯塚委員より意見がありました。
番号8番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長： 日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
初めに売買の審査を行います。番号3番から11番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号3番から11番について読み上げ説明する。)

議長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議長： ご意見がないようですので、番号3番から11番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号3番から11番は原案のとおり決定いたしました。

議長： 村中代理の席移動のため、暫時休憩いたします。(13:31)

議長： それでは再開いたします。(13:31)
貸貸借の審査を行います。初めに、番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号7番について読み上げ説明する。)

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

村中委員：はい、会長。

議長：村中委員。

村中委員：19番 村中です。番号7番について説明いたします。場所については、地図の7ページになります。1番右側のマーカーが朝日とありますけれども、この少し左側に7線とあり、その南側の奥まったところが所在です。〇〇さんは〇〇さんから農地のすべてを賃貸して、今回はその更新ということです。よろしく審議お願いします。

議長：ただいま、番号7番について、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしと認めます。よって番号7番は原案のとおり決定いたしました。
それでは村中委員席移動のため、暫時休憩いたします。(13:33)

議長：それでは再開いたします。(13:33)
続いて、**番号8番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号8番を読み上げ説明する。)

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：23番 南原です。番号8番は賃貸の更新であります。問題ない案件と思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：ただいま、番号8番について、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、番号8番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり決定いたしました。
それでは村中代理の席移動のため、暫時休憩いたします。(13:35)

議 長： 再開いたします。(13:35)
続いて、使用貸借の審査を行います。番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号1番について説明いたします。地図の7ページになりますが、朝日というピンクのマーカーから右に行きますと、網掛けになっているところが名寄、下川の境界になります。ここに「○○○○○○」がありますが、今回は○○○○○○○○○○が買い入れた土地を「○○○○○○」へ使用貸借するという案件です。

議 長： ただいま、番号1番について、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は、原案のとおり決定いたしました。
村中代理席移動のため、暫時休憩いたします。(13:36)

議 長： それでは再開いたします。(13:36)
日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号4番の審査は、飯塚委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩いたします。(13:36)

議 長： それでは再開いたします。(13:37)
それでは、番号4番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第4号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。まず4番の所在地ですが、地図の6ページをご覧ください。中心付近の智恵文という下に黒字で智南とある左側に宅地があり、その宅地周りに約15ha、智南とある右側の直線下の道路両側に約6haの農地があります。本件については、作付け時期が近づいているため、急ぎよ3条での申請となりました。よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号4番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり決定いたしました。
飯塚委員、着席を願います。暫時休憩いたします。(13:39)

議 長： それでは再開いたします。(13:39)
続いて、番号5番、6番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号5番、6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。まず5番の案件から説明させていただきます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇さんとの売買ですが、まず所在地については6ページをご覧ください。中央部に赤いマーカーで智恵文とありますが、その左側の南5号付近の山間部に1カ所目は位置します。もう1カ所につきましては、下の智南の文字の左二股付近になっています。〇〇〇〇さんは10年ほど前に、息子さんに使用貸借で経営を委譲されましたが、今回息子さんが離農されるための売買です。よろしくご審議お願いします。
続けて6番の案件につきましては、同じく〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇さんとの売買です。所在地につきましては、先ほど説明ありました山間部の方の道路を一本またいだ場所になっています。数年前、酪農業を廃業され牧草販売等をされていましたが、今回離農されるにあたり売買になりました。よろしく審議いただきたいと思います。

議 長： ただいま、番号5番、6番について、飯塚委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号5番、6番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、番号7番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号7番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：23番 南原です。番号7番ですが、まず所在地は6ページをご覧ください。中心の智恵文という字の左上、14線とあるところの左側の国道をまたいで1カ所ずつあります。また、国道を左側に行き智西とある“智”のあたりにもう1カ所あります。もともと〇〇〇〇さんの構成員の〇〇〇〇さんが作付けしていた畑ということもあり、この3条申請になっています。よろしく審議のほどお願いします。

議長：ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議長：ご意見がないようですので、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長：日程第6、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号2番の審査は、小田桐委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩いたします。（13：44）

議長：それでは再開いたします。（13：44）
番号2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第5号 番号2番を読み上げ説明する。）

議長：質疑に入ります。ご意見はありますか。

中村委員：はい。

議長：中村委員。

中村委員：18番 中村です。番号2番について説明いたします。場所は、去年実施した東3号道路の20線北側の土地になります。去年採取した場所の農道を挟んで東側の土地を、引き続き、土地改良のために砂利採取する一時転用の申請です。よろしく願いいたします。

議長：ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号2番について許可相当と意見を付して、北海道に進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は許可相当と意見を付して、北海道に進達することに決定いたしました。それでは小田桐委員、着席を願います。暫時休憩いたします。（13：47）

議 長： それでは再開いたします。（13：47）
日程第7、報告第1号「農地法第5条第1項のただし書きによる許可を要しない案件について」です。事務局の説明を求めます。

事務局：（報告第1号 番号1番を読み上げ説明する。）

議 長： 質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、これにて報告第1号を終わります。

議 長： 日程第8、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告」についてです。
番号1番について、中村委員より報告をお願いいたします。

中村委員： 18番 中村です。4月29日に両者立会いのもとで完了していることを確認してきました。
圃場も大きくなり作業効率も上がったと思われまます。

議 長： 番号1番について報告がありました。
以上で、報告第2号を終わります。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第5回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
（午後1時49分 閉会）

【公告：令和4年5月27日 番号62番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____